

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）

都市計画道路中3・5・36号外旭川新川線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線	3・5・36	外旭川新川線	秋田市外旭川字小谷地	秋田市川尻大川町	秋田市山王沼田町	約5,080m	地表式	2車線	15m	JR奥羽本線と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差8箇所	
街路	車線の数の内訳		2車線			約3,760m					
			4車線			約1,320m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・5・36号外旭川新川線の一部区間について、円滑で安全な交通を確保することを目的に都市計画道路区域を変更する。

変更理由書

都市計画道路3・5・36号外旭川新川線は、秋田市の中心部を南北に縦断する路線であり、当該変更区間は第6次秋田市総合都市計画および秋田都市圏総合都市交通マスタープランにおいて、秋田市の骨格道路網として位置づけられている。

秋田市中心部と北部地域をつなぐ路線は、現状において3・4・11号新屋土崎線（主要地方道秋田天王線）と、3・4・12号御所野追分線（一般国道7号）の2つの主要幹線が供用されているが、いずれの路線も著しい交通渋滞や、歩行者や自転車に対する交通環境の悪化等、多くの交通課題を抱えているため、これを補完する3・5・36号外旭川新川線の整備が急がれており、現在、最後の整備区間に事業着手したところである。

この区間は、新屋土崎線との交差形状が危険であるとして、平成22年に交差点形状等の都市計画変更を行っており、当時の計画は、当該交差点近くの市道については、交差点の影響範囲内への接続となり交通安全上の問題があるとして、それを組み入れない計画としていた。しかし、事業の着手にあたり、詳細な測量や現地を確認のうえ、地元や関係機関と調整したところ、交通制限がありながらも市道から本路線への接続が可能となることが判明した。

このことから、当該市道を接続するにあたり、交差点部における円滑で安全な交通を確保するため、本路線の一部計画を変更する必要性が生じたことから、これを変更するものである。

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）新旧対照表

(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線 街路	3・5・36	外旭川新川線	秋田市 外旭川字 小谷地	秋田市 川尻 大川町	秋田市 山王 沼田町	約 5,080m	地 表 式	2 車 線	15m	J R 奥羽本線と 立体交差1箇所 、幹線街路と平 面交差8箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約 3,760m					
	車線の数の内訳		4車線			約 1,320m					

(変更後)

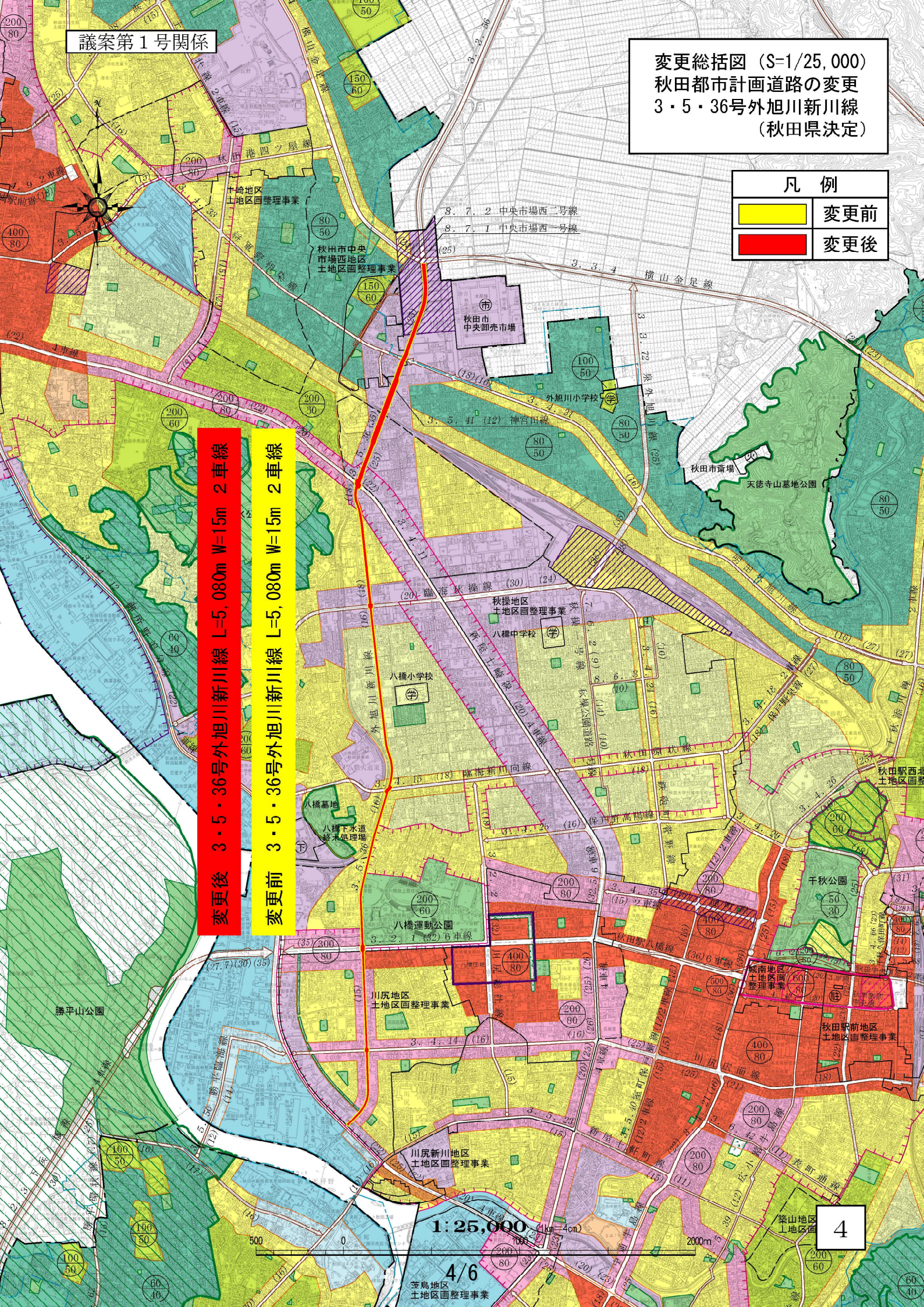
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線 街路	3・5・36	外旭川新川線	秋田市 外旭川字 小谷地	秋田市 川尻 大川町	秋田市 山王 沼田町	約 5,080m	地 表 式	2 車 線	15m	J R 奥羽本線と 立体交差1箇所 、幹線街路と平 面交差8箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約 3,760m					
	車線の数の内訳		4車線			約 1,320m					

変更総括図 (S=1/25,000)
秋田都市計画道路の変更
3・5・36号外旭川新川線
(秋田県決定)

凡例	
	変更前
	変更後

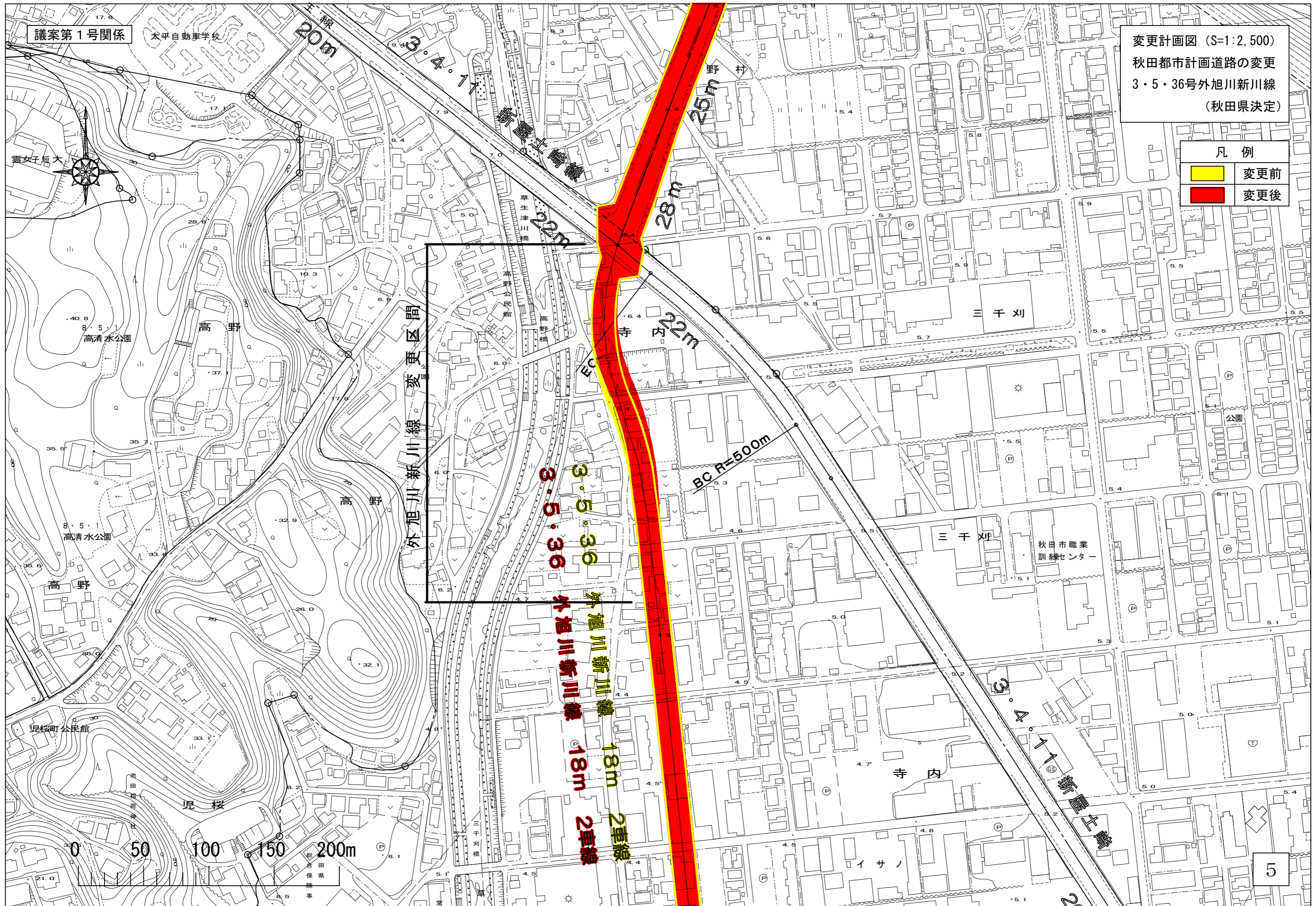
変更後 3・5・36号外旭川新川線 L=5,080m W=15m 2車線

変更前 3・5・36号外旭川新川線 L=5,080m W=15m 2車線



1:25,000 (1km=4cm)

凡例	
	変更前
	変更後



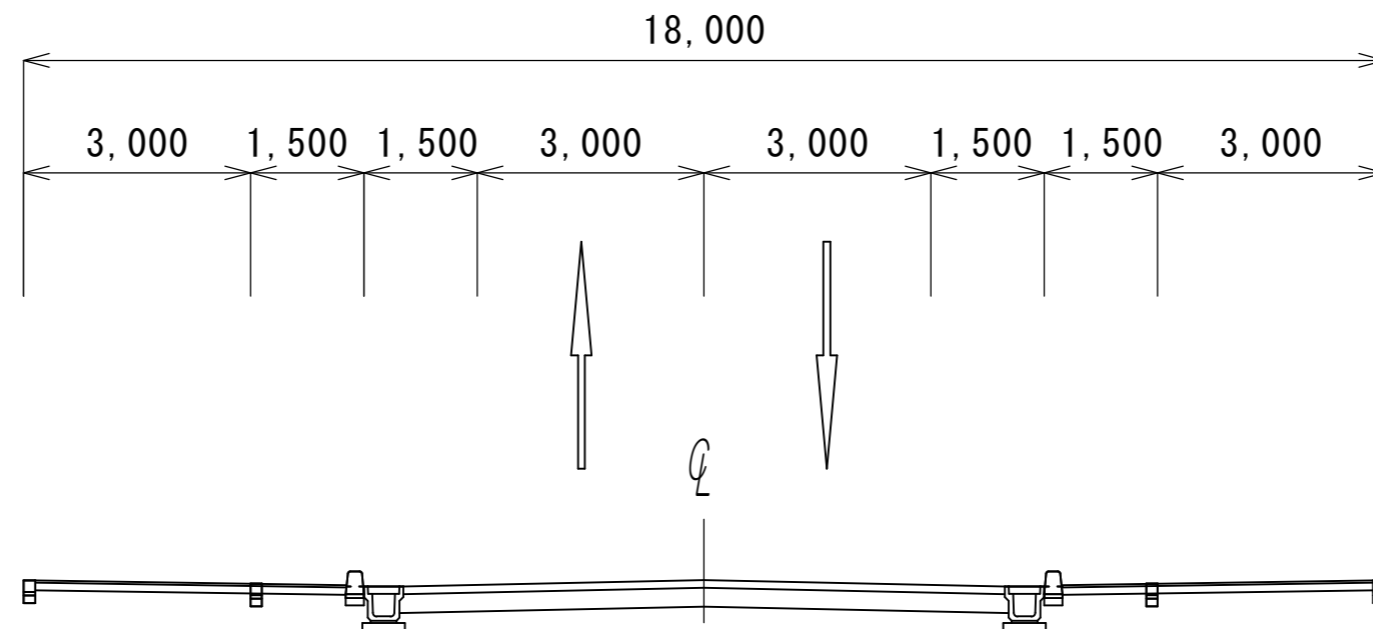
外旭川新川線 変更区間

3・5・36 外旭川新川線 18m
 2車線

標準横断面図

3・5・36号外旭川新川線 S=1:100

単路部



交差点部

